

2013年9月19日

復興大臣  
根本匠 殿

脱原発をめざす首長会議  
世話人 桜井勝延(福島県南相馬市長)  
三上元 (静岡県湖西市長)  
村上達也(茨城県東海村長)  
事務局長 上原公子(元東京都国立市長)

「原発事故子ども・被災者支援法」基本方針案への緊急要望

復興庁は8月30日、東京電力福島第一原発事故の被災者を支援する「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針案を発表した。昨年6月の同法成立から1年以上経過していることを考えると政府の対応は、被災者や被災自治体の置かれた立場に真剣に向き合っているのかという疑いを持たざるを得ない。

さらに今回の基本方針案には、同法の趣旨と規定に反する内容が少なからず見られる。例えば、同法第5条3項には「政府は基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とあるが、基本方針案の策定に至る段階で、地域住民や避難者からの意見聴取を行っておらず、法の規定に明らかに従っていない。

また、放射性物質対処特別措置法によって汚染状況重点調査地域として指定された千葉県北西部の9市長が連名で、9市を支援対象地域に指定するよう求めた要望も基本方針案には考慮されていないなど、除染や住民の健康管理に取り組んでいる自治体の意向が反映されているとは言い難い。

よって以下の5点を実施するよう強く求める。

1. 支援法の基本方針案について、福島近隣の近隣県や避難住民が暮らす自治体などで公聴会を開催する。
2. 得られた意見をもとに基本方針案の抜本的な見直しを行う。
3. 支援対象地域としては追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以上の区域が所在する自治体を指定する。
4. 基本方針案の見直しの際には、被災当事者・支援者との協議会の設置をする。
5. 新たな基本方針案を、改めてパブリック・コメントにかける。ただし、パブリック・コメント期間は2か月以上とする。

以上

連絡先 「脱原発をめざす首長会議」事務局  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-13-1-6F  
TEL:03-6851-9791 FAX:03-3363-7562